唐津市における全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 唐津市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、674人分、ﾊﾞｽ18台。
- 佐賀県は、「災害時における緊急輸送に関する協定」※1に基づきPAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、佐賀県ﾊﾞｽ･ﾀｸｼｰ協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

＜唐津市における全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数	想定必要ﾊﾞｽ数※2	備考
自家用車での避難ができない住民	589人	16台	【資料P39参照】
観光施設から避難する一時滞在者	85人	2台	1日当たりの観光施設の入場見込人数1,694人のうち、約95%が自家用車や観光ﾊﾞｽで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入
合　計	674人	18台	

※1　佐賀県と一般社団法人佐賀県ﾊﾞｽ･ﾀｸｼｰ協会（協力事業者26社）が、平成29年6月6日に締結
※2　ﾊﾞｽは、地域特性を踏まえ、3種類の乗車人数（大型ﾊﾞｽ：46人乗り、中型ﾊﾞｽ：35人乗り、小型ﾊﾞｽ：20人乗り）を想定

＜唐津市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数 ﾊﾞｽ	備考
（A）最大必要車両台数		18台	
（B）車両確保台数		計18台以上	
確保先	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両	18台以上	PAZ内市町のﾊﾞｽ会社が保有する車両173台のうち、施設敷地緊急事態で使用する38台の車両を除く、残りの135台の車両を使用

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

玄海町における自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 玄海町によるｱﾝｹｰﾄ調査の結果、PAZ内の玄海町における自家用車で避難できない住民は381人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩で各集合場所に集まり、佐賀県又は玄海町が配車した車両で、避難先である小城市へ避難。

各集合場所への配車順路		人数	避難先
ルート1（大型ﾊﾞｽ）	外津漁村環境改善総合センター⇒中通公民館⇒下宮公民館⇒値賀第1コミュニティーセンター⇒仮立公民館	188人	小城市
ルート2（大型ﾊﾞｽ）	値賀川内公民館　⇒　小加倉公民館	40人	
ルート3（大型ﾊﾞｽ）	栄公民館　⇒花の木公民館	11人	
ルート4（大型ﾊﾞｽ）	値賀第2コミュニティーセンター⇒玄海園	37人	
ルート5（大型ﾊﾞｽ）	浜野浦公民館⇒大園公民館⇒仮屋コミュニティーセンター⇒石田公民館	105人	
合　計		381人	

唐津市における自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 唐津市によるアンケート調査の結果、PAZ内の唐津市における自家用車で避難できない住民は589人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各集合場所に集まり、佐賀県又は唐津市が配車した車両で、避難先である、白石町、江北町へ避難。

各集合場所への配車順路		人数	避難先
ルート1（小型バス）	旧加部島小学校	57人	白石町・江北町
ルート2（大型バス）	片島バス停前 ⇒ 旧呼子中学校⇒ 横竹公民館	115人	
ルート3（大型バス）	名護屋大橋駐車場 ⇒ 桃山天下市駐車場 ⇒ 野元出荷所	129人	
ルート4（大型バス）	農協名護屋支所出荷所 ⇒ 鎮西石塁運動広場	74人	
ルート5（中型バス）	京泊	24人	
ルート6（大型バス）	鎮西漁協波戸支所 ⇒ 農協名護屋支所出荷所 ⇒ 名護屋大橋駐車場	107人	
ルート7（大型バス）	串出荷所 ⇒ 桃山天下市駐車場⇒ 名護屋大橋駐車場	83人	
合　計		589人	

玄海町におけるPAZ内から避難先までの主な経路

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan

- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

※対象住民はPAZ対象地区の人口から施設敷地緊急事態で避難する住民を除いた数

《避難経路の考え方》
- 円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- 住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- 自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難